

ご結婚で新生活を迎えられる方

三木市なら若者世帯に最大100万円の補助！！



補助上限額**30万円**

♡ 交付要件

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日に婚姻等を結んだ方
- ② **夫婦ともに39歳以下**の方
- ③ **世帯所得が500万円未満**（←三木市空き家バンク利用で所得制限なし!!）
- ④ 夫婦ともに国が定める講座等の受講をしていること

♡ 対象経費

住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用、自己所有物件のリフォーム費用

令和8年4月から令和9年3月末に支払った経費が対象

（婚姻日が令和8年1月から3月の場合は、令和8年3月1日から令和9年3月末の経費）

※リフォーム費用の場合は経費が100万円以上の場合



最大

100万円
の補助

⊕ 夫婦ともに29歳以下 → 補助上限額**30万円**加算

↳ ⊕ 三木市内の中古住宅を購入 → 補助上限額**20万円**加算

↳ ⊕ 三木市空き家バンクに登録の中古住宅を購入 → 補助上限額**20万円**加算

注) 市税の滞納がある場合は補助金交付の対象になりません。【問合せ先】三木市 縁結び課 電話：0794-82-2000